

茨城県及び岡山県での 高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う 庁内連絡会議

日時：令和4年11月4日（金）
午前10時30分～

場所：鳥取県庁災害対策本部室
（第2庁舎3階）

出席：知事、
鳥インフルエンザ対策チーム
（副知事、農林水産部、生活環境部）
危機管理局

会議内容

- 1 茨城県での発生概要（国内4例目）
- 2 岡山県での発生概要（国内5例目）
- 3 国の対応
- 4 鳥取県の対応（家きん）
- 5 鳥取県の対応（野鳥及び愛玩鳥）

茨城県での発生概要(国内4例目)

1 農場の概要

農場所在地: 茨城県かすみがうら市

飼養状況 : 採卵鶏約100万羽

2 経緯

- ・令和4年11月3日(木)農場から家畜保健衛生所に死亡数増加の連絡
- ・家畜保健衛生所の簡易検査で陽性
- ・11月4日(金)の朝、PCR検査で高病原性鳥インフルエンザを確認(H5型:亜型は検査中)

3 茨城県の対応

- ・11月4日(金)から、殺処分や埋却などに着手
- ・移動制限区域の設定 2農場 99万羽
- ・搬出制限区域の設定 25農場 41万羽
- ・消毒ポイントの設置等

岡山県での発生概要(国内5例目)

1 農場の概要

農場所在地:岡山県倉敷市

飼養状況 :採卵鶏約51万羽 ※今シーズン岡山県2例目

2 経緯

- ・令和4年11月3日(木)午前10時に農場から井笠家畜保健衛生所に2棟の鶏舎で死亡数増加の連絡
- ・家畜保健衛生所の簡易検査で26羽中24羽陽性
- ・11月4日(金)の朝、岡山県家畜保健衛生所のPCR検査で高病原性鳥インフルエンザを確認(H5型:亜型は検査中)

3 岡山県の対応

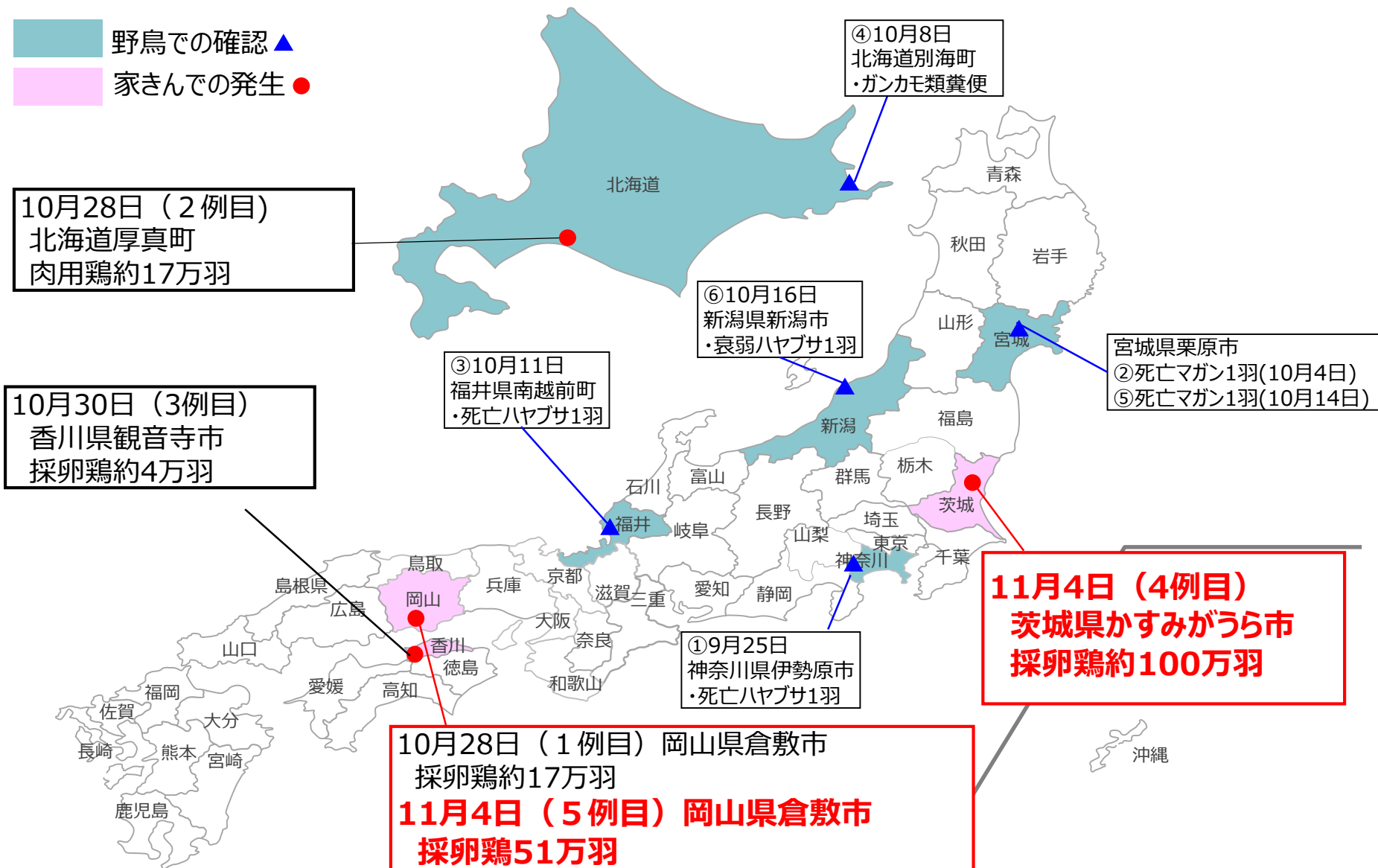
- ・11月4日(金)から、殺処分や埋却などに着手
- ・移動制限区域の設定(農場から半径3km以内 2農場12万羽)
- ・搬出制限区域の設定(半径3km~10km以内 6農場32万羽)
- ・消毒ポイント5か所の設置等

国の対応

- 1 11月3日、4日に「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」開催
- 2 政務官を茨城県等に派遣する等により緊密な連携を図る
- 3 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る
- 4 両県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、農政局等から「緊急支援チーム」を派遣
- 5 「疫学調査チーム」を派遣
- 6 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
- 7 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

【国内の高病原性鳥インフルエンザ発生状況】令和4年11月4日現在



鳥取県の対応(家きん)

- 1 昨日(11/3)、全80養鶏農場に対して注意喚起
- 2 養鶏農場に異常がないことの聞き取り、岡山県の発生農場と県内農場は疫学関連なし
- 3 鶏舎や防鳥ネットの点検を家畜保健衛生所が指導
シーズン中は農家が自己点検し家畜保健衛生所がその確認と立入検査を繰返し実施
- 4 岡山県の殺処分等の作業を支援するため、明日(11/5)から3日間家畜防疫員1名を派遣。更に追加の防疫員の派遣も準備
(1例目の防疫措置にペール缶2,000個を10/29に発送)
- 5 養鶏農場に消石灰4,000袋(300万円)を配布し、緊急消毒を実施
- 6 発生に備え自衛隊との調整(11/4)
発生時の初動防疫計画、動員計画のチェック
- 7 防疫演習、研修会の開催
各総合事務所単位で防疫演習を開催
(東部10/26、中部11月予定、西部10/14,10/25)

鳥取県の対応(野鳥)

実施する条件	サーベイランス内容	監視地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国等での感染確認時)	野鳥監視 糞便、水検査(月1回)	最大 35地点
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視の対象範囲拡大 糞便、水検査(月1回) 検査頻度を増加	最大 70地点
野鳥監視ステージ3 (県内野鳥・家きんの感染確認時)	野鳥監視 (重点区域は毎日) 糞便・水検査(重点区域は月2回)	最大 70地点 +重点区域

○糞便・環境水調査

昨シーズンに引続き、鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、渡り鳥が多く飛来する県内3カ所の湖沼(日光地区、東郷池、米子水鳥公園)で糞便・環境水の調査を実施

- ・近隣県での発生を受けて、今週から週1回の実施に強化
- ・11/3時点で陽性は確認されていない

○野鳥監視

- ・渡り鳥が多く飛来する湖沼等70地点で野鳥監視実施中
- ・11/3時点で異常は確認されていない

愛玩鳥等の飼育者への注意喚起

1 愛玩鳥を飼育されている方への注意喚起

○市町村を通じて、愛玩鳥(家きんを除く)飼育者等へ注意喚起
(9/29、10/28に市町村へ連絡済み)

○ホームページで飼育上の注意事項についても周知徹底
(各市町村のホームページ上でも、リンクを掲載して周知)

＜注意喚起事項＞

- ・放し飼いはやめ、エサ箱や水飲み場に野鳥や野生動物を近づけないようにしましょう。
(飼育鳥が、感染した野鳥や、その野鳥を補食した動物(猫、イタチ等)と接触することによる感染を防ぎましょう)
- ・飼育場所は、こまめに清掃と消毒を行いましょう。
- ・飼育小屋では専用の靴に履き替えるなど、飼育場所にウイルスを持ち込まないようにしましょう。

2 その他の愛玩鳥飼育者への注意喚起

○動物取扱業者(10事業者)や学校関係者等へは保健所や関係部局を通じて情報提供と注意喚起を実施済(10/31、11/1)

県民への情報提供

○関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

○ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応

※9/29～11/3 鳥インフルエンザ相談件数 14件(東部:9件、中部:3件、西部2件)

○県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供 ⇒**トップページの注目情報にもリンクを掲載**

知事のページ



記者会見、日誌、プロフィール..

県議会

県教育委員会

県警察本部

広報・広聴

鳥取県公報

報道提供資料

知事、幹部日程

防災情報

注目・新着 報道提供資料 防災・救急

注目情報

- [北朝鮮ミサイル発射事案への対応](#)
- [秋の登山を楽しむために](#)
- [鳥取県の紅葉みどころマップ](#)
- [もっと「食のみやこ鳥取県」 地産地消月間実施中](#)
- [募集中のパブリックコメント\(意見公募\)](#)
- [高病原性鳥インフルエンザへの対応](#)**
- [猛毒きのこ「カエンタケ」に注意!](#)
- [注意喚起情報一覧](#)

鳥取県
Tottori Prefecture Web Site

お問い合わせ 使い方 サイトマップ RSS

高病原性鳥インフルエンザへの対応

発表情報

[もどる](#)

[鳥取県の対応・発生状況](#)
[リンク集](#)

鳥取県の体制

[鳥取県の体制](#)

本県への侵入防止

[鳥インフルエンザの侵入防止対策](#)

[鳥インフルエンザQ&A](#)

[高病原性鳥インフルエンザに関する野鳥監視調査](#)

鳥取県の対応

「[鳥インフルエンザに関する情報\(家きん\)](#)」のページをご覧ください。

国内家きんでの高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や県内野鳥でウイルスが確認された場合には、必要に応じて情報共有、体制確認のために庁内連絡会議を開催しています([開催状況](#))。

県内の家きんでの異常は認められていません。

※家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥)で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、家畜伝染病予防法に基づく防疫対応を行います。

県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所生活環境局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後は手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

[家きんの情報はこちら](#)

[野鳥の情報はこちら](#)

[愛玩鳥の情報はこちら](#)

対応窓口

(24時間対応しています。)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979	(夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7877	(")
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3149	(夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628	(夜間休日 0859-34-6211)

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240	(夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341	(")
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140	(")

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552	(夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117	(夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321	(夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532	(ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145	(")
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317	(")

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100	
------	--------------	--

県民の皆様へのメッセージ

■家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。

■鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

・野鳥を素手で触らないでください。

・野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。

・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

■隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。
清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

■迅速で正確な情報提供を行ってまいりますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。